（認定特定行為業務従事者認定証の記載事項）
第六条　認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
二　認定特定行為業務従事者が行う特定行為
三　その他必要な事項
（変更の届出）
第七条　認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
（認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等）
第八条　認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。
2　認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。
（委託契約書の作成）
第九条　法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。
（登録の申請）
第十条　法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　事業所の名称及び所在地
三　喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
四　喀痰吸引等研修の内容
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
二　申請者が個人である場合は、その住民票の写し
三　申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面
四　申請者が法附則第八条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類
（登録基準）
第十一条　法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。
2　法附則第八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。
二　喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
三　喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
四　喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。
五　喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。
六　喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。
（研修機関登録簿の記載事項）
第十二条　法附則第八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程とする。
（喀痰吸引等研修の実施基準）
第十三条　法附則第十条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　研修の内容は、イからハまでに掲げる喀痰吸引等研修の課程に応じ、それぞれ次に定めるものであること。
イ　第一号研修　次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。
(1)　別表第一第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。
(2)　別表第一第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。
(3)　別表第一第二号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。
ロ　第二号研修　次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。
(1)　別表第二第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。
(2)　別表第二第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。
(3)　別表第二第二号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。
ハ　第三号研修　次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たすこと。
(1)　別表第三第一号の基本研修にあつては、同号の表下欄に定める時間数以上であること。
(2)　別表第三第二号の実地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。
二　喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修（以下この号及び次号において「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。
三　前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。
（業務規程の記載事項）
第十四条　法附則第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　喀痰吸引等研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の喀痰吸引等研修の実施方法に関する事項
二　喀痰吸引等研修に関する安全管理のための体制に関する事項
三　喀痰吸引等研修に関する料金に関する事項
四　喀痰吸引等研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
五　喀痰吸引等研修の業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
六　その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項
（業務の休廃止の届出）
第十五条　登録研修機関は、法附則第十三条の規定により喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。
一　休止し、又は廃止しようとする喀痰吸引等研修の業務の範囲
二　休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
三　休止又は廃止の理由